

名古屋市ふるさと寄附金返礼品募集要項

1 目的

ふるさと寄附金（納税）制度により名古屋市（以下「本市」という。）へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、物品・役務等（以下「返礼品」という。）を提供することにより、本市の魅力発信・地域振興等につなげるため、寄附者への返礼品提供にご協力いただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び本市ならではの魅力あふれる返礼品を募集します。

2 募集条件

(1) 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 関係法令等に沿った生産・製造・販売・役務の提供を行っていること。
- イ 名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同要綱に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ウ 代表者等が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと。
- エ 本市が寄附の受付及び返礼品の発注・配送管理等の業務を委託している事業者（以下「委託事業者」という。）との間で、返礼品提供に係る契約を締結し、その契約内容を確実に履行できること。
- オ 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、委託事業者が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
- カ 食品を返礼品として提供しようとする事業者は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に違反（特に、事実と異なる産地名の表示。以下同じ。）することなく、適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備していること。

(2) 返礼品の要件

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。なお、地場産品基準に適合しているかについては、返礼品の提供期間に応じ適用される最新の法令等や製造等の状況により判断します。
- イ 公序良俗に反しないものであること。
- ウ 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市のふるさと寄附金（納税）の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。

- エ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。）
- オ 食品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね一週間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。
- カ キャラクター等を使用する場合、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- キ 宿泊施設・役務の利用券等については、原則として利用可能範囲を本市域内及び指定の役務内容に限定する措置及び転売防止措置を講じること。また利用期限のあるものについては、原則として発行日から6カ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。
- ク 物品との引換えに使える電子クーポン等の場合は、引換えが可能な物品が地場産品基準を満たすものであること。
- ケ 本市が求める場合に、返礼品のサンプルを提供できること（原則として無償）。なお、役務の提供の場合は、現場での確認ができること。
- コ 本市ふるさと寄附金（納税）関連ホームページ等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ、返礼品提供事業者名等）を提供可能であること。

3 返礼品提供事業者の義務

返礼品提供事業者は、返礼品提供にあたり、次に掲げる義務を負います。

- (1) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、責任・誠意をもって対応し、また、その対応等について、本市へ報告すること。
- (2) 返礼品提案時だけでなく寄附募集時から寄附者への配送時に至るまで、常時、原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性その他一切の事項について、「2(2) 返礼品の要件」及び関係法令等への適合性を確保するため、返礼品がこれらの基準に適合していることを把握すること。
- (3) 食品を返礼品として提供する場合は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (4) 返礼品提案時から、事業者情報や製造工程等に変更があった場合は、速やかに委託事業者に報告をすること。
- (5) 法令等違反又は「2 募集条件」の不適合が疑われる場合など本市が必要と認めた場合は、本市が実施する調査等（実地調査を含む。）に応じること。
- (6) 本市が、前項の調査等により法令等違反又は要件不適合と判断した場合、本市が指定する方法で、代品請求、代金減額、又は契約不履行時の違約金及び損害賠償の請求に係

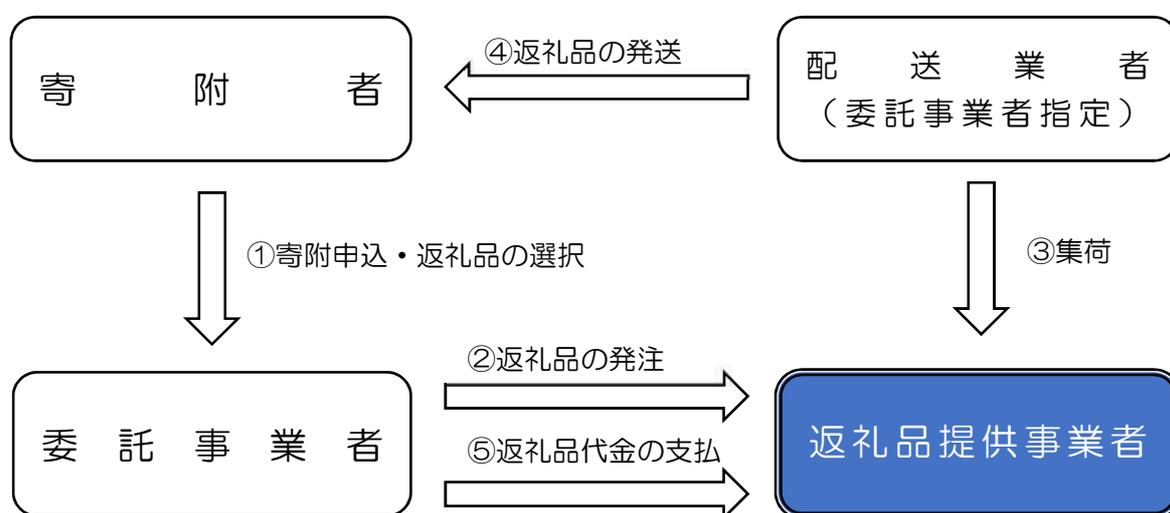
る事項に関し、本市及び委託事業者と協議すること。

- (7) 「2 募集条件」を満たすことを定期的を確認するため、本市の求めにより委託事業者が実施する調査に応じるとともに、「名古屋市ふるさと寄附金返礼品提供に関する誓約書（様式1）」を提出すること。
- (8) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。
- (9) 「6 返礼品提案書への記載内容の公表」に同意すること。

4 運用

(1) 返礼品提供の流れ

返礼品提供事業者は、委託事業者からの発注により返礼品を提供します。なお、本市が寄附を受けてから、返礼品提供事業者に対して支払を行うまでの流れは、概ね次の図のとおりです。



(2) 費用負担

ア 返礼品の商品代金及び送料は、本市が負担します。ただし、返礼品の配送にあたっては、送料が最も低い配送方法を選択してください。国の基準（募集経費が寄附額の1/2以内）を遵守するため、送料が高額になる場合は、寄附額を高めを設定する場合があります。

イ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

ウ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

(3) 広報・PR

ア ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。

イ 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができ

ます。

ウ 本市がふるさと寄附金（納税）の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。

エ 返礼品提供事業者は、本市のふるさと寄附金（納税）返礼品提供事業者であることを商品や会社のPRに活用することができます。

5 応募方法

(1) 募集期間

随時受付とします。

ただし、応募時期や提案内容によって、ポータルサイトへの掲載が可能となるまでの期間に相当時間を要しますので、詳細は「7 返礼品の登録」をご確認ください。なお、事務手続きの都合で一時的に募集を停止する場合があります。

(2) 提出書類

「返礼品提案書（誓約書兼同意書）」（様式2）のほか、提案する返礼品の地場産品基準に応じた添付書類を提出してください。なお、複数の返礼品を詰め合わせた「セット品」をご提案いただく場合は、品物ごとに添付書類を作成いただく必要があります。併せて「セット品」専用の添付書類（様式3-0）の提出をお願いします。

また、色違いやサイズ違いの返礼品を提案する場合は、以下の通り添付書類を作成してください。

- ・ 価格が同一の場合→返礼品の名称の後ろにかっこ書きで必要情報を補記し、添付書類を1つにする
(例) ○○Tシャツ（赤色、青色、黄色）
- ・ 価格が異なる場合→添付書類を価格ごとに作成

地場産品基準等		添付書類
複数の返礼品を詰め合わせた「セット品」をご提案いただく場合（原則、全ての返礼品が地場産品基準を満たすことを想定。）		様式3-0 及び品物ごとに該当する地場産品基準の様式
1号	本市内において生産されたものであること。 ※米・野菜等の一次産品が該当します。	様式3-1
2号	本市内において返礼品の 原材料の主要な（半分を一定程度以上上回る）部分が生産 されたものであること。 ※本市内で生産された原材料を使用した加工品が該当します。	様式3-2
3号	本市内において返礼品の 製造、加工その他の工程を行うことにより価値の過半が生じているもの であること。 ※名古屋市内で製品の企画立案等を行い、 価値の過半が生じ	様式3-3 ただし、おせちを提案する場合

	ているものを含む	は、様式 3-4 も併せて添付して下さい。
5号	本市の広報の目的で製造された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品であることが明白なものであること。 ※本市が広報の目的で当該品を調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品の提供によるものを除く。）があること、及び今後も同様の計画があることが条件となります	様式 3-5
6号	前各号に該当する主たる返礼品と、主たる返礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、主たる返礼品の価値が、返礼品の価値全体の七割以上であること。 ※市内で製造したものに市外で製造したものを附帯して提供する場合が該当します。	事前にご相談ください。
7号	本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	様式 3-6
7号の2（宿泊）	本市内に所在する宿泊施設であって、愛知県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、愛知県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。	様式 3-6
7号の3イ五万以下（宿泊）	本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、「7号の2」に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。	様式 3-6
上記以外	末尾の「(参考) 地場産品基準」をご確認ください。 ※地場産品基準のいずれかに該当するものとのみ交換させるために提供するクーポン券等を含みます。	事前にご相談ください。

※返礼品の審査にあたり、追加で資料を提出いただく場合があります。

(参考) 令和7年9月30日までは、地場産品基準3号を以下の区分に分けて提案を募集していました。

	地場産品基準等	添付書類
3号	本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要	様式 3-3

	な部分を行うことにより相応の（半分を一定程度以上上回る）付加価値が生じているものであること。 ※本市内で実質的な変更を加える加工又は製造を行っているものが該当します。	ただし、おせちを提案する場合は、様式 3-4 も併せて添付して下さい。
3号イ （熟成肉）	愛知県内において生産された食肉を原材料として、本市内において熟成することにより、 半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているものであること。	様式 3-3
3号イ （精米）	愛知県内において生産された玄米を原材料として、本市内において精白することにより、 半分を一定程度以上上回る付加価値が生じているものであること。	様式 3-3
3号ロ （企画立案）	本市内において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、 当該製品の製造業者により、当該製品の価値（価格）の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの。	様式 3-3 及び、価値（価格）の過半が本市内で生じていることに関する証明（任意様式）

(3) 提出方法

専用の提出フォームよりご提出ください。

<https://b77434c2.form.kintoneapp.com/public/furusato-henrei-04>

(4) 提出先

株式会社 J T B 名古屋事業部（委託事業者）

(5) 返礼品の価格及び寄附金額の設定

ア 返礼品の価格は、1,500 円以上の提案とし、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格とします。なお、送料は返礼品の価格には含みません。

イ 設置費用等が別途発生する場合は、その費用が返礼品の価格に含まれているか含まれていないかを明示してください。なお、原則として、設置等の手続きは返礼品提供事業者が行うものとします。

ウ 寄附金額は、返礼品の価格に 3 分の 10 をかけ 1,000 円単位に切り上げた額を原則として、本市が決定します。

6 返礼品提案書への記載内容の公表

地場産品基準 3 号で採択された返礼品は、令和 7 年 6 月 24 日付総務省告示第 220 号の定めにより、返礼品の名称、本市内において生じた価値の割合、返礼品の製造・加工地、返礼品価格（本市の調達費用）、一般販売価格を本市公式ウェブサイト上に一覧で公表します。

7 返礼品の登録

(1) 新規提案返礼品登録までの流れ

ア 審査

ご応募いただいた提案は、委託事業者がとりまとめた後、本市へ送付されます。提案内容について、本市で募集条件を満たしていることを確認した後、本市から国に地場産品基準に適合しているかを確認するための申請を行います。

イ 結果通知

審査の結果、国の確認を得られた返礼品について、委託事業者より採用の決定についてお知らせするとともに、返礼品登録の手続きについてご案内します。

ウ 契約及び登録

委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結し、返礼品の登録完了となります。返礼品として登録された商品は、本市が契約しているふるさと納税ポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載されます。なお、掲載サイト及び掲載順序は本市に一任していただきます。

エ ポータルサイトへの登録の際の留意事項

返礼品の魅力を寄附者に伝えるため、トップ画像は、最も返礼品の魅力が伝わる写真を登録してください。あわせて、返礼品の外装、荷姿、製造風景、返礼品の活用シーンなど、より多くの画像を登録してください。ただし、寄附者の適切な選択を阻害するような表現（具体的には、「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」など）は使用しないでください。

(2) 国への確認について

毎年10月1日から翌年9月30日（以下「指定対象期間」という。）に行う寄附募集の際に提供しようとする返礼品については、原則として、指定対象期間の初日の属する年の6月30日までにご応募いただいた返礼品（既に提供されている返礼品も含む。）を対象として、毎年、国へ地場産品基準の適合性についての確認申請を行います。

国の確認が得られ次第、ポータルサイトへの掲載が可能となりますが、ご提案の内容によっては、当該指定対象期間開始時までには国の確認が得られない場合もあります。

なお、指定対象期間の初日の属する年の7月1日以降にご応募いただいた返礼品であっても、国の確認を得られた場合は、10月1日以降、随時、ポータルサイトへの掲載が可能となります。

8 返礼品の登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者又は返礼品が「2 募集条件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 「3 返礼品提供事業者の義務」に規定する義務を果たさなかったとき。

- (4) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (5) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- (6) 食品を返礼品として提供しようとする事業者が食品表示法の違反を行ったとき。
- (7) 登録内容に虚偽があったとき。
- (8) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (9) 寄附者からの申込みが他の返礼品と比較して極端に少ない(返礼品の提供を開始した年を除き、毎年12月末時点で当年の寄附申込実績が0件である)とき。ただし、寄附申込件数の増加に向けた具体的な方策が示され、寄附申込件数が増加した場合はこの限りではない。
- (10) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責に帰すべき事由があるとき。ただし、諸般の改善がなされ、クレームが寄せられなくなった場合はこの限りではない。
- (11) 「7 (1) イ 結果通知」に規定する委託事業者からの通知から6か月経過しても、「7 (1) ウ 契約及び登録」に規定する契約を締結しないとき。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (12) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

9 個人情報保護

- (1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の取扱いについては、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号)、名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)その他情報保護に係る関係法令を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。

10 その他

- (1) 寄附者が名古屋市民である場合、返礼品は送付できません。
- (2) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。
- (3) 登録した返礼品の変更・廃止を希望する場合は、委託事業者を通じ、速やかに本市の承認を得てください。
- (4) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (5) 応募に係る提出書類、資料の返却は致しません。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。
- (6) この要項に適合しても、本市が返礼品として適当でないと判断した場合は登録しないことがあります。

(7) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

11 問い合わせ先

株式会社 J T B 名古屋事業部（月～金 9:30～17:30 土日祝休み）

名古屋市ふるさと寄附金（名古屋市へのふるさと納税）担当

TEL：052-446-7014

E-mail：nagoyafurusato@jtb.com

（参考）地場産品基準

（令和8年9月30日まで適用）

- 一 本市内において生産されたものであること。
- 二 本市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 本市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白
愛知県内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程
当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 返礼品を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品と当該返礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
 - 七の二 本市内に所在する宿泊施設であって、愛知県においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、愛知県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
 - 七の三 本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

七の四 本市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品であること。

イ 本市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの

ロ 愛知県が愛知県内の複数の市区町村（本市を含む）と連携し、当該連携する市区町村において前各号のいずれかに該当するものを愛知県及び当該市区町村の共通の返礼品とするもの

ハ 愛知県が愛知県内の複数の市区町村（本市を含む）において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合において、当該返礼品を代替するものとして提供するものであること。

（令和8年10月1日から適用）

一 本市内において生産されたものであること。

二 本市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三 本市内において返礼品の製造、加工その他の工程（イ及び第五号において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、愛知県内において生産されたものを原材料とするものに限ること。

イ 本市内において製造等を行うことにより当該返礼品の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品の製造等を行う者によりなされているもの

ロ 本市が寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品を提供する旨を表示して当該寄附金の募集を開始する日までに、本市によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの

四 返礼品を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限

る。) であること。

五 本市の広報の目的で製造等がされた本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。

イ 形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品であることが明白なもの

ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、本市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品の提供によるものを除く。）があるもの

ハ 指定対象期間において、本市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品の提供によるものを除く。）を定めているもの

ニ 指定対象期間において、本市が返礼品として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの

六 前各号に該当する返礼品と当該返礼品に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

七 本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

七の二 本市内に所在する宿泊施設であって、愛知県においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、愛知県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

七の三 本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

七の四 本市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品であること。

イ 本市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの

ロ 愛知県が愛知県内の複数の市区町村（本市を含む）と連携し、当該連携する市区町村において前各号のいずれかに該当するものを愛知県及び当該市区町村の共通の返礼品とするもの

ハ 愛知県が愛知県内の複数の市区町村（本市を含む）において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返

礼品とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品を提供することができなくなった場合において、当該返礼品を代替するものとして提供するものであること。